

施設入所者・入院患者の調査についての話し合い

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会
部会長 佐藤久夫

「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」では発足以来たびたび、あるべき総合福祉法を検討するにあたって、在宅障害者の実態調査のみならず施設入所者や入院患者への調査も重要であるとの意見が表明されてきました。

この点は「全国障害児・者実態調査（仮称）に関するワーキンググループ」でも検討され、「全国在宅障害児・者実態調査（仮称）の基本骨格（案）について」（7月27日第5回部会 資料5）がまとめられました。そこでは「施設入所者及び入院患者の調査等の実施については、総合福祉部会の構成員を始めとする関係団体その他の関係者間で議論いただき、その結果を踏まえて検討する。」こととされました。

そこで、とくに関係する部会委員の皆様が集まっていたいただき、これらの調査について検討していただく場を設けたいと思います。

今後関係する委員の皆さんに呼びかけて話し合いを行い、その結果を厚生労働省と9月21日の本部会に報告します。

<参加を呼びかける関係者>

- ・「当事者・家族」、「事業者」、「有識者」のバランスを考慮します。

<検討事項>

・総合福祉法のあり方の検討にあたって、とりわけ地域移行の支援のあり方の検討にあたって、新たな施設入所者及び入院患者の調査が必要であるかどうかの検討（先行調査研究の成果の検討を含む）。

- ・必要とされた場合の調査の概要についての検討。

<分野>

・入所施設調査と精神科病院調査の2つをまず検討します。精神科病院以外の社会的入院も重要課題ですが、対象となる医療機関や疾患・障害の範囲等明確でない点があるので、精査をした上で必要に応じて検討分野を追加します。

<話し合いの進め方等>

・まず全体で話し合い、必要であれば入所施設調査と精神科病院調査の2つに分かれての検討をします。

・2回目以降の話し合いが必要となるかもしれませんが、10月からの「作業チーム」とは会合の日時が異なるので両方に参加できます。